

平成29年度 **前期**
授業料免除・徴収猶予の出願要項
【 在学生（留学生） 】

制度の趣旨

本制度は、「**経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者**」、「**学資負担者が死亡、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者**」などについて、納付すべき授業料の全額または一部を免除、あるいは徴収猶予し、就学を支援するためのものです。

■ **出願手続**

受付期間	3月27日(月) 3月28日(火) 3月29日(水) 3月30日(木)
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)
受付場所	学生課(①番窓口)

※授業料免除・徴収猶予を希望する者は、この出願要項で必要書類を確認の上、出願者本人が持参により提出してください。(原則として、代理人による提出及び郵送は受け付けできません。)

※特別な理由により、上記期日に本人が持参できない場合は、**必ず事前に学生課へ連絡してください。**
事前に連絡なく期間中に提出しない場合は、いかなる理由であっても一切出願を受け付けません。

■ **注意事項**

- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。出願しても免除・徴収猶予が許可されるとは限りません。不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の出願者は、選考の結果発表まで授業料の徴収が猶予されます。
- ・所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
(訂正印不要(押印が必要な場合を除く。))
- ・出願を取り下げの場合は、速やかに学生課(①番窓口)まで申し出てください。
- ・不明な点は、出願書類提出日までに余裕をもって学生課へ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課(①番窓口)奨学・就職支援グループ
受付時間: 8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)
電話番号: 075(644)8165
※問い合わせ等は、原則、出願者(学生)本人が窓口にて行ってください。

1. 授業料免除・徴収猶予出願の対象者

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料納付前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者
- (3) (2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 ※免除の場合のみ
その他やむを得ない事情があると認められる者 ※徴収猶予の場合のみ

※ただし、以下の者は出願資格がありません。

- ・国費留学生、外国政府派遣留学生
- ・本学の学部生・大学院生以外の者
- ・授業料を滞納している者
- ・特別な理由なく最短修業年限を超えて在学している者

2. 提出書類

提出書類には以下の2種類が必要です。

■全員が必要な書類

■日本に居住する家族がいる場合のみ提出する書類

【必要書類確認表】(3.4ページ)にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。

必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。

やむを得ない事情により提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、受付の際に申し出てください。また、審査のための内容確認、補足として追加資料の提出が必要な場合には、連絡をすることがあります。電話、Live Campus(メール)等で行いますので、速やかに対応してください。

3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

■経済的理由により出願をする際の家計基準(所得額上限(目安))

【大学院】		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
世帯人数			給与所得	給与所得 以外 (事業所得等)
1人	本人 単身生活者	自宅	381	205
2人	本人/配偶者(有職者)	自宅	535	313

※①この上限額は出願する際の目安として参考にしてください。

②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、許可が受けられない場合もあります。

③「給与所得」の上限額は、平成28年分源泉徴収票の「支払金額」(税込金額)です。

④「給与所得以外」の上限額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。

⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。

⑥家族に障害者、長期療養者がいる場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者

【大学院】①②両方の条件を充たすこと。

①履修科目（学部開設授業科目を除く）の修得単位数：「合」・「認定」を算入

2 回生

16単位以上

※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者

②履修科目（学部開設授業科目を除く）学業成績：「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1 にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が3.0以上の者（小数点第二位を四捨五入）

4. 授業料免除の額について

その期に納付すべき授業料の全額又は一部となります。

許可は各期（前期・後期）限りです。今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、**次期も免除を希望する者は、あらためて出願してください。**

（長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることになる授業料は、免除対象となりません）

5. 授業料免除・徴収猶予の可否について [6月上旬頃決定予定]

免除及び徴収猶予の可否については、選考のうえ、決定次第通知文書を郵送します。6月上旬頃を予定しています。

免除及び徴収猶予の出願をした者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

6. その他

- ・記載事項確認のため、出願書類受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消します。
- ・提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必要書類確認表】

■全員が必要な書類

提出書類
授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(R様式①)
授業料免除及び徴収猶予願(R様式②)
家庭調書(R様式③)
アルバイト等就業状況証明書・申立書(添付様式H) ※アルバイトをしていない場合は、「□無」にチェックをして提出。
免除結果通知用封筒(長形3号封筒) 長形3号(長3)の封筒 を用意し、結果通知の送付先を記入して提出してください。切手は不要です。 封筒の規格は必ず長3を使用してください。色は問いません。

■日本で居住している家族がいる場合に提出する書類

【所得を証明する書類】 ※日本に居住する家族全員分(就学者を除く)

世帯の状況	必要書類	該当に○をつける	
給与所得 ※パート等の非正規雇用者を含む ※就学者のアルバイト収入分は提出不要	平成28年1月以降 勤務先変更なし ■会社員・公務員等 平成28年分源泉徴収票(写) ・複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ・給与の他に自営業等による収入がある場合は 平成28年分確定申告書控(第一表・第二表)(写) を提出 ■「源泉徴収票」の無い有職者(パート・アルバイト等) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ※給与明細の写しを添付、または勤務先が「支払者の証明」を記入		
	平成28年1月以降 新規採用・ 勤務先変更あり	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、①年間の金額が算出できるもの(賞与を含む)、②給与明細の写し、または勤務先の「支払者の証明」が必要。	
	平成29年4月就職者	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与を含む)	
個人事業者	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)(写)	
	外交員収入	「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)(写)または「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)	
就学者と就学年齢に達していない者以外の家族全員分	市区町村役場発行の 「平成28年度(平成27年分)課税証明書」【原本】 ※ <u>所得がない家族についても非課税証明書を提出してください。</u> (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載)) ※所得金額・課税額・控除の内訳を含むこと		

■該当者のみ提出する書類

世帯の状況		必要書類		該当に○をつける
就学生 (高校生以上) ※夫・妻を含む	【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4,5年次生	「 在学及び授業料免除状況証明書 」(様式I) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請なし、不許可の場合も提出 ※平成29年4月現在の在学(予定)校		
	上記以外	「 在学証明書 」あるいは 学生証の写し ※平成29年4月現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※「在学証明書」は各学校の様式で可		
障害者関係		下記1～4のうち該当するものの写しを提出 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 要介護認定書等 4. 精神障害者保健福祉手帳		
長期療養者関係	現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は、療養を必要と認められる者がある場合	高額療養費払戻しなし	「 長期療養者の負担額証明書 」(様式E)	
		高額療養費払戻しあり	①「 長期療養者の証明書・申立書 」(様式E) ② 高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	

- ・提出書類は必ず最新のを提出してください。
※課税証明書等は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますがそのまま提出してください。
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

■提出書類記入要領

1. 授業料免除及び徴収猶予願

- 出願者本人が記入してください。記入にあたってはこの要項を熟読してください。不備があれば出願できない場合もありますので、注意をしてください。
- 「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。
- 「休学等特記事項」欄
編入学及び、休学・留学により、基準の単位修得数に満たない場合または、最短修学年限を超えて在学している場合は期間等詳細を記入してください。
- 「授業料免除・徴収猶予を希望するに至った事情」について
 - ①申請理由について該当する事由に「✓」を付け、説明を要することがあれば具体的に記入してください。
 - ②学資負担者死亡による場合は、死亡年月日がわかる公的書類を添付してください。

2. 家庭調書

①「家族状況・所得の種類」欄

- 日本と出身国にいる家族全員の氏名・年齢を、就学者以外の家族と就学者に分けて記入してください。
【就学者以外】
- 日本に居住している家族(就学者を除く)について、前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
 - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入してください。
 - ・就学者と就学年齢に達していない者を除き、日本に居住している家族全員について、**所得を証明する書類**と、市区町村が発行する「平成28年度(平成27年分)課税証明書」の添付が必要です。
- 【就学者】
- 日本に居住している出願者本人以外の就学者(夫・妻を含む)について、平成29年4月現在の在学・(予定)校の国公立の設置区分・学校名を記入し、通学形態に応じて通学別(1自宅・2自宅外)にどちらかに○を付してください。
※国立大学生・大学院生・高等専門学校4, 5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I)を所属学校(平成29年4月現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。
申請無し、不許可の場合も提出してください。
それ以外は在学先の「在学証明書」か学生証(写)(有効期限がわかる部分を含めて写しをとること)を添付してください。
・4月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に取り寄せ提出してください。

②「家計状況」欄

- 家族数を記入し、平均的な一ヶ月の収入と支出について月額を記入してください
※『アルバイト等・就業状況証明書・申立書』(様式H)を提出してください。
- 【奨学金 その他】
- 給付型の奨学金名称、月額を記入してください。
※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。
※平成29年4月以降に受給予定の給付型奨学金についても記入してください。

③「家庭事情」欄

- 本人及び日本に居住している家族について、該当していれば記入し、証明となる書類を添付してください。
- 【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)
続柄を記入し、該当の□に✓を付してあわせて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、要介護認定書等、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出のこと。
 - 【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、または療養を必要と認められる者がいる世帯)
続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付してください。
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。
 - 【風水害等によるり災】り災した年月、必要事項を記入し、「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。